

表町三丁目10番11番23番24番地区

市街地再開発事業に関する協定書 主な内容

【協定締結の相手方】

千日前地区市街地再開発準備組合 理事長 難波正治

【締 結 日】

平成28年6月30日

【主 な 内 容】

- 1 平成34年3月31日までに竣工引渡しを実現する。
- 2 お互いに事業推進のため協力、協調、最大限の努力を行う。
- 3 準備組合は、市の基本計画を基本とし事業推進する。
- 4 準備組合は、都市再開発法等の規定に基づき、遅滞なく事業を推進する。
(遅滞なく推進する業務)
 - ①事業計画作成
 - ②関係権利者の同意取得
 - ③関係機関協議
 - ④周辺居住者への計画説明
 - ⑤事業認可、権利変換計画認可および明渡しに係る手続き
- 5 期限までに竣工・引渡しが行われなかったことにより、市の財政運営に与える影響が生じた場合は、その対応について互いに誠意をもって協議し決定する。
- 6 将来、再開発組合と建設工事請負会社との間で契約を締結する際、以下の条項を入れること。
 - ①工事請負会社は、工事が遅れた場合に、市が損害を被ること、準備組合が市に対して損害賠償責任を負う可能性があることを理解し、期限内に竣工・引渡しを行う。
 - ②工事請負会社の責めに帰すべき事由によって、市が損害を被った場合は、その対応について、市、準備組合、工事請負会社の三者で誠意を持って協議し決定する。